

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則の運用について

(平成27年9月24日 契約室長決裁)

第4条関係

個人から法人への組織変更(いわゆる法人成り)をした建設業者や、個人から個人(配偶者、子及び事業をともに行っていた専従者の兄弟の場合のみ)に事業を継承した建設業者が、建設工事入札参加資格の審査を受ける場合については、同条第1項第1号で添付書類となっている「経営事項審査の結果の通知書の写し」について次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 競争入札参加資格の継承を申請時に、当該建設業者の「経営事項審査の結果通知書の写し」が、福岡県等から届いていない場合は、従前の「経営事項審査の結果通知書の写し」が記載された審査基準日から1年7箇月以内のものであれば、「経営規模等評価申請書」の写しを提出すれば、競争入札参加資格の継承を認める。
- (2) 前号の場合において、「経営事項審査の結果通知書の写し」が届けば、直ちに提出するように指導する。